

令和4年第1回農業委員会総会議事録

令和4年1月5日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年1月5日(水)

午後3時11分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積
の設定について

議案第2号 農地法第3条許可について

議案第3号 農地法第4条許可について

議案第4号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第5号 農地法第5条許可について

議案第6号 非農地証明について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第1号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第2号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第3号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第4号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第5号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第6号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行
18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 園 香	23 番 蛭 原 安 徳
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	15 番 小 倉 俊 博
-------------	--------------


6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主事	石 橋 里 彩		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 実 

委員 川崎 和久 

委員 片上 英行 

午後 3 時 11 分開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 1 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、15 番小倉俊博委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、8 番川崎和久委員、17 番片上英行委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について」は 1 件でございます。

議案第 2 号「農地法第 3 条許可について」は 20 件でございます。

議案第 3 号「農地法第 4 条許可について」は 5 件でございます。

議案第 4 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 5 号「農地法第 5 条許可について」は 14 件でございます。

議案第 6 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」は 72 件でございます。

以上、審議件数は 114 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、24 万 3,886.03 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、21 万 2,900.03 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 1 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得

後の下限面積の設定について、1 ページを議題とします。

○事務局（吉藺） 議案第1号農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について御説明いたします。

農地法第3条の許可を得て農地を取得しようとする者は、農地法第3条第2項第5号の規定により、原則50アール以上の農地を耕作することが、許可に必要な条件となっております。

この規定の中で、例外的に、下限面積を各農業委員会で独自に設定できる場合もあるとされております。

それは、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、基準の範囲内で別段の面積を設定し、公示した場合です。

また、農林水産省の通達「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を検討することとなっております。

そこで、本年初めに、令和4年の宮崎市における農地法第3条の規定による農地の権利取得後の下限面積について審議させていただくものです。

まず1つ目の農林水産省令で定める基準については、農地法施行規則第17条に規定されており、その基準の主なものは、① 面積を設定しようとする区域が自然的経済的条件から見て、営農条件が概ね同一の区域と判断されること、② 設定面積はアール単位とし、最低でも10アール以上であること、③ 設定した区域内における下限面積未満の経営体数が全体の40%を下回らないことです。

それでは、宮崎市全体で下限面積を設定する場合について説明します。

議案の参考の表を御覧ください。

農林水産省から、経営体数の把握については、農林業センサスを活用するよう示されております。2020年農林業センサスによりますと、宮崎市全体で50アール未満の経営体数は、全経営体数の21.1%しかありません。

農林水産省令の基準に従いますと、50アール未満で下限面積を設定することはできないこととなります。よって、従来どおり下限面積を50アールに設定することについて御審議をお願いするものでございます。

また、以上の基準のほかに、2つ目の基準として、① 当該設定区域内に遊休農地

が相当程度存在すること、② 50 アール未満の農地を耕作する者が増加しても地域の営農に支障がないこと、この2つの要件に該当する場合は、先ほど1つ目の3つの基準にかかわらず、新規就農を促進するため、適当な面積を設定することも可能となっております。

この規定により、県内市町村の中には、空き家バンクに附属する特定の農地に限定して、下限面積を設定しているような例もございます。

最初に説明した1つ目の基準については、経営体数の把握について、農林業センサスを活用するよう示されております。

また、2つ目の基準に従い、今後、宮崎市全体または一定の区域において、新規就農を促進するために、適当な下限面積を設定することも可能かと思われませんが、区域の設定をどうするのか、また具体的な下限面積の数値をどうするのか等については、今後、各地域や地区での慎重な話し合いを経た上で、総会で審議を行うことが必要と思われる。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22番（外菌委員） この件では、過去何回か発言、議論をさせていただきました。先月の地区別連絡会の中でも意見が出たものですから、今回も発言をさせていただきます。

今の事務局の説明は、今までで一番説明が詳しく、様々なことが明らかになってきたなと思っております。私個人としては、下限面積を下げて少しでも新規就農がしやすいようにとか、流動化の観点から見ても、50アール案件というのは、農業委員会の持つ最大の権限だと思います。これを下げて流動化させたいなという思いがありますが、先ほど説明があったように、国の指針に基づいてつくられている下限面積の50アールということですので、それはそれで理解するところであります。

先ほども説明がありましたように、宮崎県内でも、下限面積を下げている市町村があるということで、その辺がどのような状況であるのかというのは我々の段階では調べることができませんので、この案件は、提案どおり承認される可能性が高いのですが、メリット・デメリットは、どのような点があるのでしょうか。えびの市について

は、青地は 50 アールですが、白地等は下限面積を下げている。そのようなことがどう
いう経過で決まったのかというのを、もしよければ調べていただき、ここで情報提供
していただくと、我々もいろいろ判断しやすいかなと思っております。

もう 1 点、他の部局、例えば農林振興の部局とか、人口増につながる先ほど話があっ
たように空き家対策の部局というのが、50 アール案件をどのように思っているのか。
これは農業委員会が決めることではあるんですが、ほかの宮崎市の人口増を目指す部
局にとって、この 50 アール案件というのはどういう問題なのかというのもできれば、
来年のこの総会までには調べていただければ、また参考にできるかなと思っておりま
す。以上です。要望です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○1 番（日高委員） この下限面積 50 アールにつきましては、高収益性の農業、施設
ハウス農業の下限面積等は含まないんですか。

○事務局（吉藺） ハウスは 20 アールで設定されています。以上です。

○1 番（日高委員） 決定してあるんですか。今回の決定とは別ということですか。

○事務局（山之上） 現段階の 50 アールは露地になるのですが、ハウスは 20 アール
で、今回、下限面積を下げるができるかというところになります。20 アール以上
下げて農業としてやっていけるのかというところが一番疑問で、新規就農者のために
露地を下げるというのは分かるのですが、ハウスについては下限面積を下げることは
可能かと思われるのですが、生活ができるのかとか、そういったところも必要になっ
てくると思うので、現段階では回答ができません。

20 アールはもう決めてありますので、集約的農業については 20 アールです。

○1 番（日高委員） 分かりました。

○21 番（中村委員） その 20 アールというのはどこが決定するのですか。この 50 ア
ールに関しては、今、農業委員会で審議となっていますけれども、ハウスの 20 アールに
ついてはどこが決定しているのでしょうか。

○事務局（西領） 内容については確認しまして、後日、地区連等で御説明させてい
ただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○22番（外菌委員） 20アールというのは、恐らく下限面積が50アールなので、その特例を20アールとして、高収益のものに関しては20アールということの理解だったと思うのですが、例えば露地だったら50アールはないと経営が絶対できないのに、ハウスだったら20アールでいい。このように作物、作り方によって農地の取得が変わるということについては問題があるような気がします。

50アール案件というのは、恐らく、先ほど事務局から話のあった、経営ができるのかどうかということの判断の中で、50アールぐらいないとできないだろうということについて大分昔に国で決められたと思います。それを平成21年だったですかね、改正のときから、恐らく一回一回確認の意味でこのように議案として出すように農業委員会はなったのだと思っています。

しかし、事務局の説明における、改正もできるんだという言葉で理解したのですが、やはり、時代の流れとともに見直すべきところは見直す必要があるのではないかといいことで、私は何回も過去言わせていただいているつもりです。地元でも、定年就農の方が最初から50アールの経営というのは大変だと言われています。いきなり農業をしていくのに50アールというのは広すぎる、もうちょっと狭ければいいという要望が、これは新規就農者に限らず、あるというのも、多分皆さん経験されていることだと思います。

そのようなことを踏まえ、農地の活性化というのは下限面積を下げてやっていくほうがいいという思いもありますが、もろもろの事情によってできないならできない理由をしっかりと農家等に説明していかないと中途半端になるなという思いがありましたので、補足の議論をさせていただきました。以上です。

○2番（岡委員） 農政企画課が行っている認定農業者制度と全く一緒じゃないですか。それは農業委員会と併用しているような感じで、認定されたらいろんな補助金制度を受けられるから、内容等全く一緒で、こちらのほうは定年で新規就農で50アール、3条でハウスを建てるとか、そういう感じで両方、認定を受けなくてもできることでしょう。同じようなことじゃないんですか。認定を受けないだけのことですよ。

○事務局（高吉） いろいろ議論をありがとうございました。まず、今、議案第1号で話しているのは農地法3条です。3条については、原則50アールという制限がござ

います。認定農業者もしくは認定新規就農者が農業経営基盤強化促進法により農地を貸し借りする場合につきましては、面積の要件はございません。例えばハウスを建設するために20アールの土地を借り受ける場合も、それでも基盤強化法では、審議をいただいた上で承認すれば決定という話になります。ということで、今、岡委員がおっしゃった担い手に対しては、正直、基盤強化促進法を使えば面積要件はございませんということでございます。これは露地も施設も問わないところでございます。今審議されているのは農地法の3条、担い手ではない農家が農地を取得なり賃借する場合のことでございます。

あと、先ほどのハウスの宮崎市の20アールというものでございますけれども、これも施行令の中で集約的農業に関するものについてはその限りではないということが記載してありまして、20アールというのは、たしか宮崎市独自の数字であるというふうに考えております。私が平成5～6年頃にいたときに議論になったことを私も記憶しております。その際に、20アールというのを総会の中で取決めをした記憶がございます。その20アールというのは施設園芸で経営ができる面積ということで、そのときはキュウリ等を想定して2反(20アール)ということを経営で取決めというか、審議の上で承認して、それから宮崎市においては、その例を取って20アールとしたと、そういうふうに記憶しているところでございます。以上でございます。

○議長(松田) ほかにございませんか。

○8番(川崎委員) この50アールというのは妥当というふうに考えています。なぜかという、今、生目でも問題になっているのですが、建設業者の方が、父親の名義でどんどん買って行って、また、白地を買ってそれを宅地にするという形を使っています。ですから、違法じゃないけど正式に農地を取得して、今度はそれを転用して逆に住宅を建設する。だから、これを下げると、逆にまだやりやすくなるんですね。だから、実際言ったら、50アールはそのまま残しておいて、借りればいいですよ。賃貸借で50アールというのは、農業者だから、正式に賃貸借でできるから、そのほうがいいのではないかと私は思います。以上です。

○議長(松田) ほかにないですか。

○事務局(山之上) 今、宮崎市全体での話というところで一応見ておられるんです

けれども、実際に県内では地域ごとに別段の面積を設けているというところもありますので、宮崎市全体で5反要件というところを下げる必要はなくて、例えば、高岡地区だけ30アールという形での別段の面積の設定ということも行うことは可能ですので、そこだけ補足させていただきます。

○22番（外菌委員） 実は、去年は私は黙っておりましたが、その前の年に同じような発言をいただいたんですよね。地域ごとにということで、それがいいのかどうかは分からないんですけど、私が一番最初から言っているのは、今回の資料の提示・説明は非常によかったと思っています。それで意味が分かるし、改正も部分的にはできるということで説明をしていただきましたから、ただ、今、事務局が言われたように、こうするといろいろな不都合も出てきたり、どんな問題が高岡にあるかどうか私も把握していないところがあるから、やっぱり議論の余地がかなり必要だという思いで、来年、1年後にまた同じような審議があるわけですよね。そのときまでにもろもろの資料があれば助かるなということで一番最初に言わせていただいたんですけど、今、川崎委員が言われたこと、その問題もよくあります。不動産的なことをやる人間もおります。50アール案件が通れば農業者になるから、農地を売買できるということを利用していろいろやっておられる方もおりますから、そこら辺を見抜くのが我々のこの農業委員会の総会だと思っていますから、そこ辺を踏まえた上で、50アール案件の50アールばかりにこだわる必要はないと思いますが、いろんな形ができればいいなという資料があまりにも今まで少なかったんですよ。ただ、何回も言いますが、今回は非常によく分かりやすかったから、そのもうちょっと詳しい説明等があれば、またいろいろ審議しやすいということもあります。

それと、さっき一番最初に言ったように、市役所のほかの部局の方々が50アールの規制をどう思っているのかというのが、我々の段階では聞けないので、もしよければその点も加えていただいて、検討の材料にしていただければなと思って終始議論させていただきます。これで最後です。以上です。

○事務局（西領） 今の外菌委員の意見に対しましては、事務局でいろいろ検討させてもらい、来年は、早目に地区連で提案させていただき検討する場を設けたいと思っております。先ほど言われた点は調査し、地区連等で、分かった時点で御報告させて

いただこうと思っております。

なお、先ほど 20 アールについては、内容がはっきりしない部分がありますので、次回の総会、もしくは地区連等で説明させていただきたいと思っております。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○17 番（片上委員） 佐土原町が宮崎市に入ってから今 15～16 年ぐらいだと思うのですが、宮崎市、佐土原、高岡、清武、田野、合併する前はどうか教えてもらいたいです。佐土原は合併する前から 50 アールだったと思うんですよ。それと、施設園芸は 20 アール、私も知らなかったのですが、そういうのが合併する前も、佐土原、高岡、各町にもあったのかどうかを分かれば教えてください。

○事務局（西領） 合併して、高岡も 50 アールだったと思うのですが、施設園芸があったかどうかは記憶にないので、調べさせていただいて、それも併せた形で地区連か総会等で説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 2 号農地法第 3 条許可について、2 ページから 3 ページの 5 番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受入となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、4 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。3 ページの番号 7、5 ページの番号 15、16、6 ページの番号 20 が該当しますが、申請者が

基盤強化法と3条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号1を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、幼少期より両親の農業の手伝いを行っていましたが、両親が高齢となり、管理できない農地が見受けられるようになったため、今後は自ら営農するように計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で5,072平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に、番号3を御覧ください。

本案件は、受人の耕作面積が3,997平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,362平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、3ページの番号7、番号3に関連するのが4ページの番号14、3ページの番号8に関連するのが番号9、番号10、4ページの番号11、番号12でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの10番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの14番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第3号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否か

について審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号1を御覧ください。

申請人は宮崎市大字加江田在住の農家です。申請地は、宮崎市大字加江田にあります宮崎市自然休養村センターから北東に約200メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに通路として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となった農地で「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成はなく、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 個別の議案の質問ではないんですけども、この転用、今度の農振農用地で、もう転用の申請はできないというふうに通知があったかと思いますが、転用はこれからもずっと続くのでしょうか。それとも、どこかで打ち切りがあるのでしょうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

○事務局（領家） 農振農用地につきましては、用途変更あるいは除外がないと転用の申請ができませんので、今後は、見直し期間については、農振農用地以外の農地の転用の申請の審議になるかと思っております。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。この前、清武は現地調査の予定だったのですが、何も連絡がなかったので、転用確認はないのかなと思っていましたが、白地のところが転用が出た場合にはまた現地調査はあるということですね。分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第4号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、9ページを議題とします。

○事務局(領家) 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号1を御覧ください。

本案件は、宮崎市大字折生迫の農地に植林する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、平成27年1月27日に許可を得ていますが、一部転用が実行されず、現在に至っています。今回その一部の転用実行者を承継人に、用途も露天資材置場に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、

議案として上程したものです。

なお、転用申請は、13 ページの議案第 5 号番号 12 で別途議案として上程していません。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 5 号農地法第 5 条許可について、10 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 1 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は国富町在住の個人、受人は宮崎市大字芳士在住の個人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります跡江保育所から西に約 60 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 3 です。

最後に、番号2を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字本郷南方在住の農家、受人は都城市に本拠を置く建設土木業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字本郷南方にあります南方駅から北東に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を現場事務所等として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページから12ページの7番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第6号非農地証明について、15 ページを議題とします。

○事務局（川越） 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1件の案件について説明いたします。

申請番号1は、登記簿地目が畑であります。現況は宅地になっており、昭和22

年当時の航空写真によっても同様の利用がされていることが確認できております。

このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、12月21日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第7号農用地利用集積計画の決定について、16ページから52ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（新川） 議案第7号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、16ページの番号1番から27ページの番号22番までの22件でございます。

利用権設定につきましては、28ページの番号1番から52ページの番号40番までの40件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が8件、新規設定が9件、賃借権の再設定が7件、新規設定が16件となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、53 ページから 58 ページまでの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、蛭原安徳委員の退室を求めます。

（23 番蛭原安徳委員退室）

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、

53 ページの番号 41 番から 58 ページの番号 50 番までの 10 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

蛭原安徳委員の入室を求めます。

（23 番蛭原安徳委員入室）

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 1 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 2 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 18 件でございます。

報告第3号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数1件でございます。

報告第4号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数13件でございます。

報告第5号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数2件でございます。

報告第6号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数16件でございます。

なお、報告第1号、第2号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第3号、第4号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第1回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時8分閉会